



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第11号)

目次

ページ

教育委員会規則

○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(学校人事課)

2

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十一号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 管理職手当(第十条・第十一条)」を「第四章 管理職手当

(第十条・第十一条)

任給調整手当(第十一条の二・第十一条の七)」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 第二種初任給調整手当

(第二種初任給調整手当の特定額) 第二種初任給調整手当(第二種初任給調整手当の特定額)に於いて教育委員会規則で定める学校職員及び

第十一条の二 条例第十一条の四第一項の教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とし、当該学校職員の特定額(同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として教育委員会規則で定める

額は、当該各号に掲げる学校職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。
一 定年前再任用短時間勤務学校職員 当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第五条第四項の規定により当該定年前再任用短時間勤務学校職員に属する職務の級に応じた額

二 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員 当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第五条第四項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに条例第六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

(第二種初任給調整手当の基準額)
第十一条の三 条例第十一条の四第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額は、学校職員の在勤する地域における最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第十条第一項の規定による地域別最低賃金の額と同額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第十一条の四 条例第十一条の四第一項の教育委員会規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となつた日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第十一条の五 条例第十一条の四第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては当該額に定年前再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつては当該額に育児短時間勤務学校職員に係る算出率を、任期付短時間勤務学校職員にあつては当該額に任期付短時間勤務学校職員に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡学校職員の範囲等)

第十一条の六 条例第十一条の四第三項の教育委員会規則で定める学校職員は、当該学校職員を新たに採用された学校職員とみなして同条第一項の規定を適用するとし、同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡学校職員特定額」という。)が基準額を下回る学校職員とする。

2 前項に規定する学校職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する学校職員となつた日から権衡学校職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する学校職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡学校職員特定額」と読み替えるものとする。

(支給方法)
第十一条の七 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第十三条第二号中「以上」の下に「(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)」を加える。

第十七条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは条例第十六条第四項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場の料金」を加え、同条第二項中「提示」の下に「又は駐車場の料金を証明する書類の提出」を加える。

第二十条の六に次の一項を加える。

3 通勤経路の往路又は帰路のいずれかに新幹線鉄道等を利用する学校職員について、特別料金等の二分の一相当額は、次に掲げる額とする。

一 第七条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員、育児短時間勤務学校職員等又は任期付短時間勤務学校職員のうち、一週間当たりの要勤務日数が五日に満たない学校職員(以下「勤務日数の少ない学校職員」という。)以

外の学校職員 特別料金等の二分の一相当額(その額を当該支給対象期間の月数で除して得た額が一万円を超えるときは、一万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)

二 勤務日数の少ない学校職員 特別料金等の二分の一相当額(その額を当該支給対象期間の月数で除して得た額が一万円に第二十条の三に規定する一週間当たりの要勤務日数を五で除した割合(以下「勤務日数割合」という。)を乗じて得た額を超えるときは、一万円に勤務日数割合及び当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)

第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四を第二十条の五とする。

第二十条の三第一号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第二号中「掲げる額」を「定める額」に改め、「得た額」の下に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする学校職員(次号において「駐車場等利用学校職員」という。)にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額)」を加え、同条第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、「得た額未満」を「得た額(駐車場等利用学校職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額)未満」に改め、同条を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第二十条の二 条例第十六条第二項第二号の教育委員会規則で定める額は、別表第二の四に掲げる額とする。

第二十条の七の次に次の三条を加える。

(駐車場等の要件)

第二十条の八 条例第十六条第四項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務する学校等の周辺又は第十七条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設(教育委員会が定める施設を除く。)であること。

二 その利用について学校職員の配偶者若しくは条例第十四条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うことになる施設又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、学校職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない学校職員)

第二十条の九 条例第十六条第四項の教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な学

校職員を除く。)とする。

一 条例第十六条第二号に掲げる学校職員で、自動車等の使用距離が片道八キロメートル未満である学校職員

二 条例第十六条第三号に掲げる学校職員で、駐車場等の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離が徒歩により通勤したものとした場合に片道二キロメートル未満である学校職員

三 第二十条の四第二号に掲げる学校職員

四 その他教育委員会が定める学校職員

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第二十条の十 条例第十六条第四項第一号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 条例第十六条第一項第二号に掲げる学校職員(駐車場等を利用する交通用具が自動車等(自転車を除く。以下この条において同じ。)である場合に限る。)の場合 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額(勤務日数の少ない学校職員以外の学校職員にあつてはその額が五千元を超えるときは五千元、勤務日数の少ない学校職員にあつてはその額が五千元に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは五千元に勤務日数割合を乗じて得た額)

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

二 条例第十六条第一項第三号に掲げる学校職員であつて、一の駐車場等を利用する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 駐車場等を利用する交通用具が自動車等の場合 前号に定める額

ロ 駐車場等を利用する交通用具が自転車の場合 勤務日数の少ない学校職員以外の学校職員にあつては五百円、勤務日数の少ない学校職員にあつては五百円に勤務日数割合を乗じて得た額

三 条例第十六条第一項第三号に掲げる学校職員であつて、二以上の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 二以上の駐車場等を利用する交通用具が自動車等の場合 それぞれの駐車場等について前号イに定める額を合計した額(勤務日数の少ない学校職員以外の学校職員にあつてはその額が五千元を超えるときは五千元、勤務日数の少ない学校職員にあつてはその額が五千元に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは五千元に勤務日数割合を乗じて得た額)

ロ 二以上の駐車場等を利用する交通用具が自転車の場合 その駐車場等の数にかかわらず、勤務日数の少ない学校職員以外の学校職員にあつては五百円、

勤務日数の少ない学校職員にあつては五百円に勤務日数割合を乗じて得た額
 ハ 二以上の駐車場等を利用する交通用具が自動車等及び自転車の場合、それ
 ぞれの駐車場等について前号イ及びロに定める額を合計した額(勤務日数の
 少ない学校職員以外の学校職員にあつてはその額が五千円を超えるときは五
 千円、勤務日数の少ない学校職員にあつてはその額が五千円に勤務日数割合
 を乗じて得た額を超えるときは五千円に勤務日数割合を乗じて得た額)
 第二十一条の二第五項中「第二十条の三第一号」を「第二十条の四第一号」に改
 め、同条第六項中「第二十条の三第二号」を「第二十条の四第二号」に改め、同条
 第七項中「第二十条の三第三号」を「第二十条の四第三号」に改め、同条第八項中
 「第二十条の六第一項」を「第二十条の七第一項」に改め、同条第十項を同条第十
 一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。
 10 条例第十六条第四項第一号に規定する通勤手当の額は各月の給料の支給定日
 に、同項第二号の規定による通勤手当の額は前各項に規定する支給方法に準じて
 支給する。

第二十一条の四第一項中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同項
 第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、
 駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の
 料金に」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第十六条第四
 項」を「第十六条第五項」に改める。
 第二十八条の七中「二千七百元」を「三千九百元」に改める。

第四十四条の七第一項第一号イ中「百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・
 五」を「百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五」に改め、同号ロ中「百
 分の百十五以上百分の百二十六・五」を「百分の百十三・七五以上百分の百二十
 五・二五」に改め、同号ハ中「百分の百三・五」を「百分の百二・二五」に改め、
 同号ニ中「百分の九十五」を「百分の九十三・七五」に改め、同項第二号イ中「百
 分の九十以上百分の二百七十」を「百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二
 五」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十八・七五」に改め、同号ハ中
 「百分の七十三・五」を「百分の七十二・二五」に改める。

第四十四条の七の二第二項第一号中「百分の五十四」を「百分の五十二・七五」
 に改め、同項第二号中「百分の五十五・五」を「百分の四十九・二五」に改め、同項
 第三号中「百分の四十八・五」を「百分の四十七・二五」に改める。
 第四十六条の表渋川市渋川三六四一の二の項及び吾妻郡中之条町大字中之条町一
 三〇三の項を削る。
 別表第二の三の次に次の一表を加える。

別表第二の四(第二十條の二關係)

片道の使用距離	交通用具の種類	
	自動車又は原動機付自転車	自転車
二キロメートル以上三キロメートル未満	四輪のもの	二輪のもの
	二、〇〇〇円	

三キロメートル以上四キロメートル未満	二、二二〇円		二、三〇〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	二、八五〇円		
五キロメートル以上六キロメートル未満	四、二〇〇円		
六キロメートル以上七キロメートル未満	四、二〇〇円		四、二〇〇円
七キロメートル以上八キロメートル未満	四、七五〇円		
八キロメートル以上九キロメートル未満	五、三八〇円		
九キロメートル以上十キロメートル未満	六、〇一〇円		
十キロメートル以上十一キロメートル未満	七、三〇〇円		
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	七、三〇〇円		
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	七、九一〇円	七、三〇〇円	
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	八、五五〇円		
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	九、一八〇円		
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	一〇、四〇〇円		
十六キロメートル以上十七キロメートル未満	一〇、四四〇円		
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	一〇、〇八〇円	一〇、四〇〇円	
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	一〇、七二〇円		
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	一一、三四〇円		
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	一三、五〇〇円		
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	一三、六一〇円		
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	一四、二四〇円	一三、五〇〇円	
二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	一四、八八〇円		
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	一五、五一〇円		
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	一六、六〇〇円		
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	一六、七七〇円		
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	一七、四一〇円	一六、六〇〇円	一六、六〇〇円

二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	一八、〇四〇円		
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	一八、六七〇円		
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	一九、七〇〇円		
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	一九、九四〇円		
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	二〇、五七〇円	一九、七〇〇円	一九、七〇〇円
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	二一、二一〇円		
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	二一、八四〇円		
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	二二、八〇〇円		
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	二三、八五〇円		
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	二四、四九〇円	二二、八〇〇円	二二、八〇〇円
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	二五、一二〇円		
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	二五、七五〇円		
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	二七、五一〇円		
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	二八、一四〇円		
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	二八、七七〇円	二五、九〇〇円	二五、九〇〇円
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	二九、四一〇円		
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	三〇、九七〇円		
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	三一、六〇〇円		
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	三二、二三〇円		
四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	三二、八七〇円	二九、一〇〇円	二九、一〇〇円
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	三四、二七〇円		
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	三四、九〇〇円		
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	三五、五四〇円		
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	三六、一七〇円		
五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	三七、四六〇円	三二、三〇〇円	三二、三〇〇円
五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	三八、〇九〇円		

五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	三八、七三〇円		
五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	三九、三六〇円		
五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	四〇、五六〇円		
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	四一、二〇〇円	三五、五〇〇円	三五、五〇〇円
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	四一、八三〇円		
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	四二、四六〇円		
六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	四三、六〇〇円		
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	四四、二三〇円		
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	四四、八六〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	四五、四九〇円		
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	四六、五六〇円		
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	四七、一九〇円		
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	四七、八二〇円		
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	四八、四六〇円	四二、二〇〇円	四二、二〇〇円
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	四九、四八〇円		
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	五〇、一一〇円		
七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	五〇、七五〇円		
七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	五一、三八〇円		
七十二キロメートル以上七十三キロメートル未満	五二、三五〇円	四五、七〇〇円	四五、七〇〇円
七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満	五二、九八〇円		
七十四キロメートル以上七十五キロメートル未満	五三、六二〇円		
七十五キロメートル以上七十六キロメートル未満	五四、二五〇円		
七十六キロメートル以上七十七キロメートル未満	五四、八八〇円		
七十七キロメートル以上七十八キロメートル未満	五五、五二〇円	四九、二〇〇円	四九、二〇〇円
七十八キロメートル以上七十九キロメートル未満	五六、一五〇円		

七十九キロメートル以上八十キロメートル未満	五六、七八〇円		
八十キロメートル以上八十一キロメートル未満	五七、四二〇円		
八十一キロメートル以上八十二キロメートル未満	五八、〇五〇円		
八十二キロメートル以上八十三キロメートル未満	五八、六八〇円	五二、七〇〇円	五二、七〇〇円
八十三キロメートル以上八十四キロメートル未満	五九、三一〇円		
八十四キロメートル以上八十五キロメートル未満	五九、九五〇円		
八十五キロメートル以上八十六キロメートル未満	六〇、五八〇円		
八十六キロメートル以上八十七キロメートル未満	六一、二一〇円		
八十七キロメートル以上八十八キロメートル未満	六一、八五〇円	五六、二〇〇円	五六、二〇〇円
八十八キロメートル以上八十九キロメートル未満	六二、四八〇円		
八十九キロメートル以上九十キロメートル未満	六三、一一〇円		
九十キロメートル以上九十一キロメートル未満	六三、七五〇円		
九十一キロメートル以上九十二キロメートル未満	六四、三八〇円	五九、六〇〇円	五九、六〇〇円
九十二キロメートル以上九十三キロメートル未満	六五、〇一〇円		
九十三キロメートル以上九十四キロメートル未満	六五、六四〇円		
九十四キロメートル以上九十五キロメートル未満	六六、二八〇円		
九十五キロメートル以上九十六キロメートル未満	六六、九一〇円		
九十六キロメートル以上九十七キロメートル未満	六七、五四〇円		
九十七キロメートル以上九十八キロメートル未満	六八、一八〇円	六三、〇〇〇円	六三、〇〇〇円
九十八キロメートル以上九十九キロメートル未満	六八、八一〇円		
九十九キロメートル以上百キロメートル未満	六九、四四〇円		
百キロメートル以上	七〇、〇八〇円	六六、四〇〇円	六六、四〇〇円

別表第三中「高崎市立倉渕中学校給食室」を「高崎市倉渕学校給食センター」に改める。

別表第四中

高崎市宮沢町一〇〇の1
沼田市利根町多那七三二

高崎市立宮沢小学校
沼田市立多那那小学校

を

沼田市利根町多那七三二

沼田市立多那那中学校

高崎市宮沢町一〇〇の1

高崎市立宮沢小学校

に改

める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正) 第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に改める。
附則第五項中「百分の百五十七・五」を「百分の百五十三・七五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(改正後の規則における暫定再任用学校職員に関する経過措置)

2 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号。次項において「令和四年改正条例」という。)附則第三条第一項に規定する暫定再任用学校職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員(次項において「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)とみなして、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第十一条の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第三条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第十一条の五(改正後の規則第十一条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

4 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正条例 群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年群馬県条例第七十四号)をいう。
- 二 新寒冷地等在勤学校職員 改正条例附則第五条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤学校職員をいう。
- 三 特定旧寒冷地等在勤学校職員 改正条例附則第五条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤学校職員をいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤学校職員 改正条例附則第五条第一項第四号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤学校職員をいう。

5 改正条例附則第五条第四項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤学校職員に対しては、その新寒冷地等在勤学校職員又は特定旧寒冷地等在勤学校職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤学校職員として勤務していたものとみなして同条第二項及び第三項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
